平成２２年（フ）第３０４８号
大阪府枚方市牧野下島町３番17―301号
債務者　友本　清彦
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４４４号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番19号大道マンション221号
債務者　奈古　和也
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８５号
大阪府八尾市沼４丁目159番地　エスポワール１―202号
債務者　上田　　広
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６２０号
大阪市中央区北浜２丁目１番９―404号
債務者　百合山和美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６４１号
大阪府交野市東倉治１丁目７番１―403号
債務者　石川　純子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８９４号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番24号なると特４
債務者　中山　登之
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５００８号
大阪市平野区喜連東３丁目３番29―401号
債務者　谷口　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０１１号
大阪府豊中市永楽荘３丁目11番８号ウエダマンション205号小川沙耶香方、住民票上の住所大阪府吹田市長野東12番32―302号
債務者　木村　正美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０４２号
大阪府豊能郡能勢町柏原85番地の295
債務者　田中　憲二
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０７３号
大阪府寝屋川市河北西町９―８サンビレッジ岩井Ｈ―216号、住民票上の住所大阪府枚方市磯島南町15番１―406号
債務者　梅﨑　成寿
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０７５号
大阪府吹田市高野台４丁目１番Ｂ71―104号
債務者　長井　静子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０９７号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番13―８号
債務者　あゆみカイロプラクティック院こと
岩本　和久
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１１０号
大阪府高槻市西真上１丁目４番21号
債務者　中島　明裕
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１６２号
大阪府八尾市太田３丁目130番地の２レグルスM101号
債務者　相川　景子（旧姓弘中）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３４号
大阪市西成区太子１丁目６番14号　アパートパール211号
債務者　家﨑　豊実
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２６９号
大阪府枚方市三栗２丁目10番13―907号
債務者　西口　次男
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２７５号
大阪市住吉区沢之町２丁目７番９号
債務者　新成工務こと　新地　　安
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部